

《2》 公有水面埋立ニ関スル取扱方ノ件

〔大正11年4月20日発土第35号〕
土木局長から地方長官あて

公有水面埋立法及同法施行令本年4月10日より施行セラレ候ニ付テハ左記事項御承知ノ上御処理相成度

記

- 1 法第1条及施行令第1条〔現法第1条第3項〕ノ「溝渠又ハ溜池」中ニハ泉、悪水溜、水溜、塩廻シ、塩溜等溝渠又ハ溜池ニ準スヘキ水流、水面ヲ包含シ又「変更」中ニハ位置、形状ノ変更ハ勿論個數ヲ増減シ又ハ従前ト同一ノ用途ニ供スル目的ヲ以テ溜池ニ更フルニ揚水機ヲ新設スル場合ヲモ包含スルモノトシテ御取扱相成可然
- 2 従来埋立免許願書ハ下級行政庁ヲ經由シテ提出セシムル向モ有之候処爾今ハ直接道府県庁〔現都道府県知事〕ニ提出セシムルコトニ御取扱相成度尚競願処理ノ關係モ有之願書受理ノ日ヲ明確ナラシムル様御注意相成度

- 3 河川法適用ノ水流、水面ニ付テハ公有水面埋立法ノ適用ナキ義ニ付御注意相成度
〔不適用〕

- 4 土地ノ所有權ヲ享有スルコトヲ得サル外国人乃外国法人ニハ埋立ヲ免許スルヲ得サル義ニ付御了知相成度

- 5 施行令第2条ノ図面ハ左ノ通調製セシメラレ度 〔現規則第2条により廃止〕

(1) 一般平面図

縮尺五万分ノ一以上ノ陸地測量部ノ刊行図又ハ之ニ準シ調製シタル図面ニ埋立ニ関スル工事ノ施行区域ヲ記載スルコト

(2) 実測平面図

縮尺ハ五千分ノ一以上トシテ埋立ニ関スル工事計画区域ノ全部及其ノ周囲ノ地形及工作物ノ位置等ヲ示シ且工事計画区域内及其ノ附近ニ名勝、旧跡、古墳墓、天然記念物等アルトキハ其ノ名称及位置ヲ示スコト

(3) 求積平面図

縮尺ハ五千分ノ一以上トシ埋立地ノ面積算出ノ方法及計算表ヲ記入シ且埋立地内ニ於ケル堤防、道路、溝渠、物揚場其ノ他ノ工作物ノ敷地ヲ區別シテ明記スルコト

(4) 横断面図及縦断面図

縮尺ハ横五千分ノ一以上縦百分ノ一以上トシ水準基線ハ陸地測量部水準基標ニ準拠スルコト但シ陸地測量部水準基標ニ準拠スルコト能ハサル場合ニハ別ニ水準基標ヲ設クルコト

(5) 工作物構造図

縮尺ハ百分ノ一以上トシ其ノ構造及寸法ヲ示スコト

第4号及第5号ノ図面ニハ高水位、低水位、又ハ満潮位、干潮位等ヲ記載スルヲ要ス

- 6 埋立地（陸地）ト公有水面トノ境界ハ潮汐干満ノ差アル水流、水面ニ在リテハ春分及秋分ニ於ケル満潮位、其ノ他ノ水流、水面ニ在リテハ高水位ヲ標準トシ之ヲ定ムルコトニ御取扱相成度
- 7 施行令第5条〔現令第3条第1項〕中「埋立ノ出願ニシテ免許シ得ヘキモノ」トアルハ埋立ニ関スル工事ノ施行カ公益上支障ナク且事業遂行ノ見込確實ナルモノニシテ埋立ニ関スル法令ノ規定ニ依リ免許シ得ヘキモノヲ指ス義ニ有之
- 8 公共団体ノ出願ト個人ノ出願トカ競願トナリタルトキハ事業計画上ヨリ觀察シテ公益上及経済上ノ価値同等ナル場合ニハ公共団体ノ出願ヲ以テ公益上ノ価値大ナルモノトシテ処理スヘキ義ト御了知相成度

- 9 法第11条ノ「其ノ事件ノ要領」トハ少クトモ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ノ住所、氏名、埋立ノ場所、埋立ノ面積、埋立ノ目的並埋立ニ関スル工事ノ着手及竣工ノ期限ヲ包含スル義ニ有之
〔現法第11条により廃止〕

- 10 施行令第18条ノ規定ニ依リ免許料ヲ地方公共団体ニ帰属セシムル場合ニ於テハ大体国又ハ各地方公共団体カ現ニ支出シ又ハ支出シタル費用ヲ標準トシ帰属ノ割合ヲ定メ例ヘハ地方公共団体カ費用ノ全部ヲ現ニ支出シ又ハ支出シタル場合ニ於テハ免許料ノ全部ヲ地方公共団体ニ帰属セシムルコトニ御取扱相成度

〔現令第18条により廃止〕

- 11 法第27条ノ規定ニ依リ埋立地ニ関スル権利ノ設定又ハ譲渡ニ付埋立ノ免許条件ヲ以テ地方長官ノ許可ヲ受ケヘキ旨ヲ定ムルコトヲ得ルハ埋立ノ免許条件ヲ以テ埋立地ニ関シ竣功認可後ニ於テ遵守スヘキ義務ヲ命スルヲ要スル場合ニ限ル義ニ付御注意相成度
〔旧法のみ適用〕
- 12 施行令第25条ノ実測平面図及求積平面図ハ縮尺ヲ二千五百分ノ一以上トシテ第5項ノ実測平面図及求積平面図ニ準シ何レモ実測シタル結果ヲ記入セシメラレ度
〔現規則第11条により廃止〕

- 13 埋立ニ関スル工事ノ施行区域ヲ分割シ各区域ニ付異ル竣功期間ヲ指定シタルモノニ就テハ其ノ竣功区域毎ニ竣功認可ヲ為スヲ妨ケサレトモ右ハ残工事ノ竣功ニ妨ケナク且公益ニ害ナキ場合ニ限ル義ニ付御注意相成度
- 14 従来護岸、堤塘ハ総テ之ヲ国ニ帰属セシムルコトニ御取扱相成居候向モ有之候処爾今ハ公用又ハ公共ノ用ニ供スルノ必要アリト認ムルモノニ限り国ニ帰属セシムルコトニ御取扱相成度
- 15 法第42条ノ承認又ハ通知ニ付テハ施行令第2条〔現法第2条第2項・第3項〕又ハ同令25条〔現規則第11条〕ノ規定スル所ニ準シ適宜御措置相成度尚各省ヘ其ノ旨及通牒置候条御了知相成度

- 16 施行令第32条ノ規定ニ依リ認可申請ノ場合ニハ左ノ事項ヲ詳具セラレ度
〔昭49.6.14港管1580号により廃止〕
- (1) 埋立ノ免許ノ事由尚施行令第32条第1号ノ場合ニ於テハ其ノ拒否ノ事由
- (2) 埋立ノ免許又ハ追認ノ条件
- (3) 起業ノ確否
- (4) 免許料算定ノ基礎
- (5) 施行令第32条第8号ノ場合ニ在リテハ免許料ヲ帰属セシムル地方公共団体及其ノ帰属ノ割合ヲ定ムル根拠尚施行令第32条第1号乃至第7号（及同令第9号）ノ場合ニハ其ノ免許願書類ノ副本ヲ添附相成度
- 17 国ニ於テ埋立ヲ為ス場合ニ於テ施行令第32条各号ニ該当スル事項ニ就テハ当省大臣ノ認可ヲ受ケラレ度
〔地方自治法第245条の2により廃止〕
- 18 施行令第32条第2号〔現第1号〕ノ河川ノ支流川等ニ於ケル埋立ニシテ之ニ著シク影響ヲ及ホス虞アルモノハ其ノ本流ニモ著シク影響ヲ及ホスモノト被認候ニ付是等ノモノハ同条第3号〔現第2号〕ニ依リ認可ヲ受ケルヲ要スル義ト御承知相成度
〔現令第32条により廃止〕
- 19 施行令第32条ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル埋立ノ免許ニ関シ、免許願書及添附図書ニ記載ノ事項ヲ変更シ又ハ免許条件ヲ変更セムトスルトキハ更ニ認可ヲ受ケヘキ義ト御承知相成度
〔昭49.6.14港管1580号により廃止〕

- 20 公有水面占用ノ許可ヲ受ケテ水産物養殖場又ハ乾船渠ヲ築造シタル者其ノ地盤ノ所有權ヲ取得セムトスル場合ハ埋立ニ関スル法令ノ規定ニ依リ其ノ築造ニ関スル手續ヲ履マシムルコトニ御取扱相成度

- 21 法ノ附則第2項ニ依リ処分ニ附シタル条件ヲ変更シ又ハ処分ニ条件ヲ附セムトスルトキハ施行令第32条第2号乃至第7号ニ該当スル埋立ノ免許ニ対スルモノニ付テハ当省大臣ノ認可ヲ受ケルヲ要スル義ト御了知相成度

〔地方自治法第245条の2により廃止〕

- 22 大縄権ハ土地所有權ニ非スシテ埋立免許權ナルニ付法2ノ附則第2項ニ依リ貴官ノ定ムル期間内ニ実施設計認可ノ申請ヲ為サシメ且其ノ他ノ必要ナル条件ヲ附スルコトニ御取扱相成度

23 左に掲クル事項ハ遅滞ナク其ノ要領ヲ当省大臣ニ報告セラレ度

- (1) 埋立免許願書ノ受理 [(1)は、大14.10.7発土第40号により廃止]
- (2) 埋立ノ免許ノ拒否
- (3) 施行令第32条ノ規定ニ依ル認可ヲ要セサル埋立ノ免許
- (4) 法第6条ノ規定ニ依ル裁定
- (5) 法第10条ノ規定ニ依ル処分
- (6) 第13条ノ期間ノ伸長ノ許可及法第34条第1項但書ノ規定ニ依ル埋立免許ノ効力ノ復活 [(2)~(6)は、昭19.3.31港第406号により廃止]
- (7) 法第22条ノ竣功認可 [(7)は、地方自治法第245号の2により廃止]

24 本通牒ハ施行令第33条ノ水産物養殖場又ハ乾船渠ノ築造ニ関シ準用アルモノト御了知相成度